



日本共産党平塚市議会議員団  
電話0463-23-1111 (内線2375)  
平塚市浅間町9-1 平塚市議会控室

No.1405 2017年 5月14日号

日本共産党平塚市議会議員団  
団長 高山和義  
電話・FAX 31-4638  
k.takayama@mb.scn-net.ne.jp  
松本敏子  
電話・FAX 59-4607  
mail@matsumoto-toshiko.jp  
渡辺敏光  
電話・FAX 31-6431  
w-toshi@agate.plala.or.jp

無料法律相談  
今回は 5月18日(木)  
午後4時～6時(要予約)

## 5月16日 平塚市議会5月臨時会

—臨時会では、議長、副議長の選出の他、

下記の内容が審議されます—

1 常任委員会委員の選出 2 議会運営委員会委員の選任について  
3 金目川水害予防組合議会議員の互選について 4 専決処分の報告(庁用自動車等による交通事故の損害賠償5件) 5 専決処分の承認について ○平塚市国民保険税条例の一部を改正する条例(地方税法施行例の一部改正に伴い、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減に係る軽減判定所得の額を改定するため、規定を整備)

\*現行=総所得金額及び山林所得金額の合算額が法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき26万5千円を合算した金額を超えない世帯に係る納税義務者

改正案=26万5千円を27万円に。

6 専決処分の承認について(H28年度平塚市一般会計補正予算)

・歳入歳出予算補正 一歳入において、年度末に至って地方譲与税等の確定に伴う補正。一歳出において歳入の確定に伴う基金積立金等を計上、併せて財源充当補正。

○今回の歳入歳出補正額=3億2187万1千円

○H28年度一般会計歳入歳出確定金額=845億2686万7千円

7 専決処分の承認について(H28年度平塚市介護保険事業特別会計補正予算

○繰越明許費—介護保険庶務事業=150万円

8 固定資産評価員の選任について

9 監査委員の選任について



### 平塚市公共施設再編計画について

—他市の取り組みも参考にし、今後検討してみる—

平塚市では2015年11月に「平塚市公共施設等総合管理計画」を策定しました。3つの原則として「施設の質的向上」、「新たな施設建設の抑制」、「床面積の総量縮減」を示し、今後10年間で公共施設の延床面積総量の4%に相当する面積を削減する目標を掲げています。

○本市の公共施設は410施設、延床面積は74万9806.57平方メートル

<施設種別ごとの再編内容—10年間における考え方>

- ・小学校、中学校：その他公共施設等の機能を統合・複合化
- ・幼稚園の統合・廃止・民設民営化
- ・学校給食調理場：共同調理場の統合
- ・教育会館：青少年会館、勤労会館等との結合
- ・崇善公民館と市民活動センターの複合化
- ・総合公園等の規模が大きい公園の便益施設の民設民営化
- ・保育園の民設民営化 ・市営住宅の計画的廃止。立て替え、修繕

<秦野市の公共施設政策の特徴>

○自治会長の研修会において、公共施設の老朽化問題の勉強会を繰り返す。

○市街化区域の公共施設の土地を社会福祉法人に貸すことによって、高齢者にとって便利な街づくりをすすめる。

○昭和の合併までの旧村単位の学校は現在でもコミュニティの中心であり、よほどのことがないかぎりには統廃合しない。

<訂正とお詫び> 「議員団ニュース」1404号(17年4月30日)で、一般会計予算に対し、「共産党議員団以外は一切の討論はありませんでした。」としましたが、「清風クラブ」は予算にたいし賛成の討論を行っています。訂正し、お詫びします。

# 記念対談「青木理さん（ジャーナリスト）× 福島瑞穂さん（弁護士・参議院議員）」

対談テーマ「秘密保護法と戦争法に加えて共謀罪成立に執念を燃やす安倍政権の意図とは」

共謀罪一処罰の対象は、犯罪の計画。処罰するのは犯罪実行の「合意」があることが前提。共謀罪の本質は「合意」という内心の処罰。

現在の刑法では、「思っただけでは犯罪にならない」、「犯罪は行為である」が大原則です。

この大原則を根本的に転換し、277の犯罪について「犯罪の意思」それ自体を犯罪の核心とし国が処罰するのが「共謀罪」です。

5月8日平塚中央公民館で、「秘密保護法廃止をめざす平塚市民の会」は、上記の記念対談を実施しました。ここに参加しましたので、対談内容のポイント、感想等について報告します（文責 W.）。

○共謀罪は難しい。何が問題か。現在の刑事司法は、原則として実行された犯罪を処罰の対象としている。

\*一部の罪は未遂や予備も処罰対象となるが、実査の犯罪行為に着手していることが前提。

○政府一重大なテロがおこるかもしれない。公安一政治思想にたいし起きていない犯罪にたいし調べる。日常的にあやしい人を監視する。

○テロや重大犯罪とは無関係な罪までが処罰対象。組織犯罪という枠をはめるといっても判断するのは当局。

○市民社会の自由さが失われていく。

○テロ対策ではない。「国際組織犯罪防止条約」はマフィアなどによるマネーローダリングや人身売買などの防止をねらったもの。

○日常的に犯罪を取り締まる（共謀罪の）場合、どう立証するか。

その手段が「通信傍受法（盗聴法）」—2016年5月改正。

○今後密室盗聴（室内盗聴）にもつながっていくのではないか。

\*\*捜査当局による盗聴捜査の権限と範囲が大幅に強化。これまで対象となっていたのは、・薬物・銃器・集団密航・組織的殺人

今回の改正で・組織性が疑われる爆発物使用・殺人・傷害・放火・誘拐・逮捕監禁・詐欺・窃盗・児童ポルノの9類型が追加。

またこれまで盗聴捜査には通信事業者の立ち会いが必要であったが、法改正で不要になる。

○最低でも厳密な歯止めをかける。いくら歯止めをかけても、犯罪を絞りこんでも、話しあいや共謀などを警察が取り締まるためには、日常的に特定の団体、特定の個人を監視しなければ摘発できない。警察に怪しいと睨まれたらそれだけで監視の対象になりかねない。

＜今回の対談から考える＞

過去3回廃案になった共謀罪が、今回テロ対策の強化を名目とした組織犯罪対策処罰法改正案になって、一定の支持を得ている。

たしかに海外でのテロや、様々な犯罪に多くの住民は、不安に感じている。「安全・安心」のためには必要という思いから、この法案を受け入れる状況になっているのだろう。

もう一点、政府の説明では、対象は組織的犯罪集団だから一般の人は関係ないというのも世論に影響しているのだろう。

しかし今回の対談で、青木氏が強調していたのは、まだ起きていない犯罪を取り締まるということは、それが話し合いの段階か、共謀・同意の段階か、準備行為の段階か、直前の行為等かは別として、日常的な監視が必要になる、ということである。

と同時に立証は非常に難しい。共謀段階での取り締まりは、えん罪の危険や見込み操作の温床になるのではないか。さらには盗聴法の強化で、密室盗聴まで考えられる。

内心の問題を犯罪にする「共謀罪」、こんな危険な法律はない、成立させてはならない。今回の対談から強く思う。

参考資料—日本が締結している13本の国際条約の主なもの

- ・航空機内の犯罪防止条約（1970年締結）
  - ・航空機不法奪取防止条約（1971年）
  - ・国家代表等犯罪防止処罰条約
  - ・人質行為防止条約（1987年）
  - ・核物質防護条約（1988年・2014年改正）
  - ・プラスチック爆弾探知条約（1997年）
  - ・空港不法行為防止議定書
  - ・海洋航行不法行為防止条約（1998年）
  - ・爆弾テロ防止条約（2001年）
  - ・テロ資金供与防止条約（2002年）
  - ・核テロリズム防止条約（2007年）
- （参考・朝日新聞2017年5月5日）